



情報委員会八・七 情報第六號

— 同盟入電 (一部發表済) —

モスクワ六日發タス電報 北樺太油送管問題

タス通信社は北樺太石油會社の油送管敷設問題につき六日左の通り發表した、

「北樺太石油會社は過般樺太東北海岸カタンダリ附近に油送管を敷設し度き旨ソヴェト關係當局に許可を申請して來たが、同社はソヴェト政府の許可を待たずして勝手に右油送管の敷設に着手した、元來ソヴェト政府は一九二五年締結の日ソ基本條約により油送管新設の地域選擇に付き許可を與へ、且つ敷設に伴ふ技術的條件を決定する權利を有するものである、然るに、モスクワ駐劄北樺太石油會社代表は人民委員會議利權委員會議理事長に對し不法にも書翰を送つて石油管敷設に付き事後承諾を求めて來た、ソヴェト政府は許可なくして油送管を敷設することは日ソ基本條約侵犯であるとの見地から北樺太地方當局に對し北樺太石油會社の不法行爲を許可せぬ様指令を發した、北樺太石油會社は一九三七年に入つて既に頻々として協約違反を取つてゐるが、以上違反行爲の續出に鑑み北樺太地方當局に於ても北樺太石油會社が日ソ基本條約並にソヴェト法律を遵守する様適宜の處置を講じつゝあり」と

其共同關係を設けるに當り、  
八十三年(廿五年)二月一日、  
北樺太石油會社は、  
ソヴェト政府に、  
油送管敷設の許可を申請し、  
同社は、  
ソヴェト政府の許可を待たずして、  
勝手に、  
右油送管の敷設に着手した、  
元來、  
ソヴェト政府は、  
一九二五年締結の、  
日ソ基本條約により、  
油送管新設の、  
地域選擇に、  
付き、  
許可を與へ、  
且つ、  
敷設に伴ふ、  
技術的條件を、  
決定する、  
權利を、  
有する、  
ものである、  
然るに、  
モスクワ駐劄、  
北樺太石油會社、  
代表は、  
人民委員會議、  
利權委員會議、  
理事長に、  
對し、  
不法にも、  
書翰を送つて、  
石油管敷設に、  
付き、  
事後承諾を、  
求めて來た、  
ソヴェト政府は、  
許可なくして、  
油送管を、  
敷設することは、  
日ソ基本條約、  
侵犯である、  
との見地から、  
北樺太地方、  
當局に對し、  
北樺太石油會社、  
の不法行爲を、  
許可せぬ様、  
指令を發した、  
北樺太石油會社、  
は、  
一九三七年に、  
入つて、  
既に、  
頻々として、  
協約違反を、  
取つてゐる、  
が、  
以上違反行爲の、  
續出に鑑み、  
北樺太地方、  
當局に於ても、  
北樺太石油會社、  
が、  
日ソ基本條約、  
並に、  
ソヴェト法律を、  
遵守する、  
様適宜の、  
處置を、  
講じ、  
つゝあり、  
と



情報委員會八・八 情報第四號

— 哈府放送 (七日) —

(大阪遞信局聽取)

北平發ニ依ルト河北東部ノ所謂冀東政府ハ日本ノ支配下ニ於テ一時敵政府トシテ北平ニアツ  
タ者ノ餘名ヲ以テ繼ガレテ居ル

中央通信ニ依ルト五日支那軍ノ數個部隊ハランジヤンヨリ平漢線ノチヤンシンテニ向ツテ進  
撃シ次デ津浦線ニ沿ヒランリンチン九杆ノ地點ニモ向ツタト

漢口ハ目下日本軍ノ爲メ市中ハ非常警戒ノ情勢ニ置カレテ居ルト

同盟通信ニ依ルト日本軍ハ北平ヲ完全ニ占有シタル由デ尙北平發ニ依レバ同市ノ全外國人ハ  
市租界ニ夫々在ツテ保護警戒ニ當リ治安維持ニ努メテ居ルト

タス通信北支情勢ニ就テ

最近ノ報道ニ依ルト北平、天津區域ハ支那軍ハ一掃サレテ居ル爲メニ日本ノ侵略者連ハ更ニ  
新シキ侵略ヘノ準備ヲ構ヘ日本軍ハ勢ヒニ乘ジ南下セントシツツアルガニ日天津ニ二〇〇〇  
ノ兵ガ朝鮮ヨリ到着シ引續キ日本軍デハ中央進撃ノ爲メニ増兵ヲ續行シテ居ル尙天津南六料  
モ占據シ天津北平間鐵道沿線ニ於ケル障礙トナルベキ支那人等ハ殆ンド虐殺サレレウキテン  
(兩基點)ヨリ大量ノ軍ヲ中央ヘ動カシ支那中央占有ニ乗出シツツアリ支那側デハ既ニ斯カ